

株式会社ガリバーインターナショナルに対する  
景品表示法に基づく措置命令について

平成23年3月28日  
消費者庁

消費者庁は、本日、株式会社ガリバーインターナショナル（以下「ガリバー」という。）が供給する中古自動車に関する表示について、景品表示法第6条の規定（同法第4条第1項第2号（有利誤認））に基づき、措置命令（別添参照）を行ったので公表する。

1 ガリバーの概要

所在地 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号  
代表者 代表取締役 羽鳥 兼市  
設立年月日 昭和47年4月  
資本金 41億5702万円（平成22年2月期）

2 措置命令の概要

(1) 違反事実の概要

ア 対象商品

ガリバーが供給する中古自動車

イ 対象となる表示

(ア) ガリバーが供給する中古自動車の買い取り保証付き残価設定ローン（楽のリプラン）を利用した支払条件に関する表示（別紙1）

① 表示例（テレビコマーシャル）

映像

音声



「月々1,900円から  
クルマが買える」

【本件に対する問い合わせ先】

消費者庁表示対策課 担当者：近江、五江渚

電話 03-3507-9233

ホームページ <http://www.caa.go.jp/>

② 実際

月々の支払額 1, 900 円の他にも、別途、頭金及び年 2 回のボーナス時に月々の支払額に加算される金額を支払う必要があり、また、ガリバーが供給する全ての中古自動車について、楽のりプランを利用できるものではなかった（楽のりプラン利用件数は、全体の 1 割未満）。

例：車両購入費用 150 万円の場合の支払い例

頭金 (101万円)
ボーナス払い (18万円=3万円×6回)
3年後の買い取り 保証額 (31万円)

ローン  
元金

月々の支払額 1, 900 円  
は、ローン元金の金利分に  
充当。

(イ) 楽のりプラン利用時の買取保証額増額及びローン金利の引下げ（スペシャルプラン）に関する表示

① 表示（ホームページ）

10月末日まで

**今だけのスペシャルプラン実施中!**

買取保証額大幅UP! 約38%<sup>\*1</sup> → 約45%<sup>\*2</sup>

\*1. 当社販売車両・上位20車種平均 (2009年9月~10月) \*当年比    \*2. 当社販売車両・上位20車種平均 (2009年9月~10月) \*当年比

ローン金利(実質年率) DOWN! 7.8%<sup>\*3</sup> → 5.8%<sup>\*4</sup>

\*3. ~2009年8月    \*4. 2009年9月~10月

② 実際

スペシャルプランの買い取り保証額の増額対象となる中古自動車は、ガリバーが供給する約 560 車種の中古自動車のうち、同社が指定する 20 車種の中古自動車であった。

(ウ) ガリバーの供給する中古自動車の車両保証（あんしん10年保証）に関する表示（別紙2）

① 表示例（テレビコマーシャル）  
映像

音声



「最大10年保証付き」

② 実際

あんしん10年保証は、ガリバーが供給する中古自動車のうち、同社が設定した条件を満たす中古自動車に適用されるものであって、ガリバーが供給する中古自動車のうち約4割はあんしん10年保証の適用対象とならず、3年以下の車両保証期間が適用されるものであった。

(2) 命令の概要

ア ガリバーが供給する中古自動車に係る楽のりプラン、スペシャルプラン及びあんしん10年保証についての前記(1)の表示は、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であり、景品表示法に違反すること等を一般消費者に周知徹底すること。

イ 再発防止策を講じること。

ウ 今後、同様の表示を行わないこと。

## 楽のリプランの表示状況

表示媒体	表示期間	表示内容
テレビコマーシャル (全国)	平成21年9月4日頃 ～同月27日頃、同年 10月2日頃～同月2 5日頃	「月々1,900円からクルマが買える」との音声及び「月々 ¥1,900～」との映像を放送
ラジオコマーシャル (関東地域)	平成21年9月24日 頃～同年12月23日 頃	「ガリバーなら月々1,900円からクルマが買えます。」との原稿を用いて、当該原稿の内容の音声を放送
駅貼り広告 (JR渋谷駅及び東急渋谷駅)	平成21年9月11日 頃～同月13日頃	「月々 ¥1,900」及び「月々1,900円からクルマが買える！」と記載
ウェブサイト (自社のホームページ)	平成21年9月4日頃 ～同年10月25日頃	「月々1,900円からクルマが買える!」、「¥1,900」及び「月々1,900円から、あなたのカーライフがはじまります。」と記載

あんしん10年保証の表示状況

表示媒体	表示期間	表示内容
テレビコマーシャル (全国)	平成21年7月1日頃 ～同月25日頃	「大きな安心が長く続きます」との音声及び「ガリバーの「あんしん10年保証」」との映像を放送
	平成21年9月4日頃 ～同月27日頃、同年10月2日頃～同月25日頃	「最大10年保証付き」との音声及び「あんしん10年保証」との映像を放送
ラジオコマーシャル (関東地域)	平成21年9月24日頃 ～同年12月23日頃	「ガリバーなら最大10年保証付きです。」との原稿を用いて、当該原稿の内容の音声を放送
駅貼り広告 (JR渋谷駅及び東急渋谷駅)	平成21年9月11日頃 ～同月13日頃	「しかも10年保証付、返品OK」と記載
ウェブサイト (自社のホームページ)	平成21年9月4日頃 ～同年10月25日頃	「なのに、10年保証、返品OK」と記載

## ○ 不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

### （目的）

**第一条** この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

### （不当な表示の禁止）

**第四条** 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

2 （省略）

### （措置命令）

**第六条** 内閣総理大臣は、第三条の規定による制限若しくは禁止又は第四条第一項の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
- 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人

三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人

四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者

#### (報告の徴収及び立入検査等)

**第九条** 内閣総理大臣は、第六条の規定による命令を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2～4 (省略)

#### (権限の委任)

**第十二条** 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2及び3 (省略)

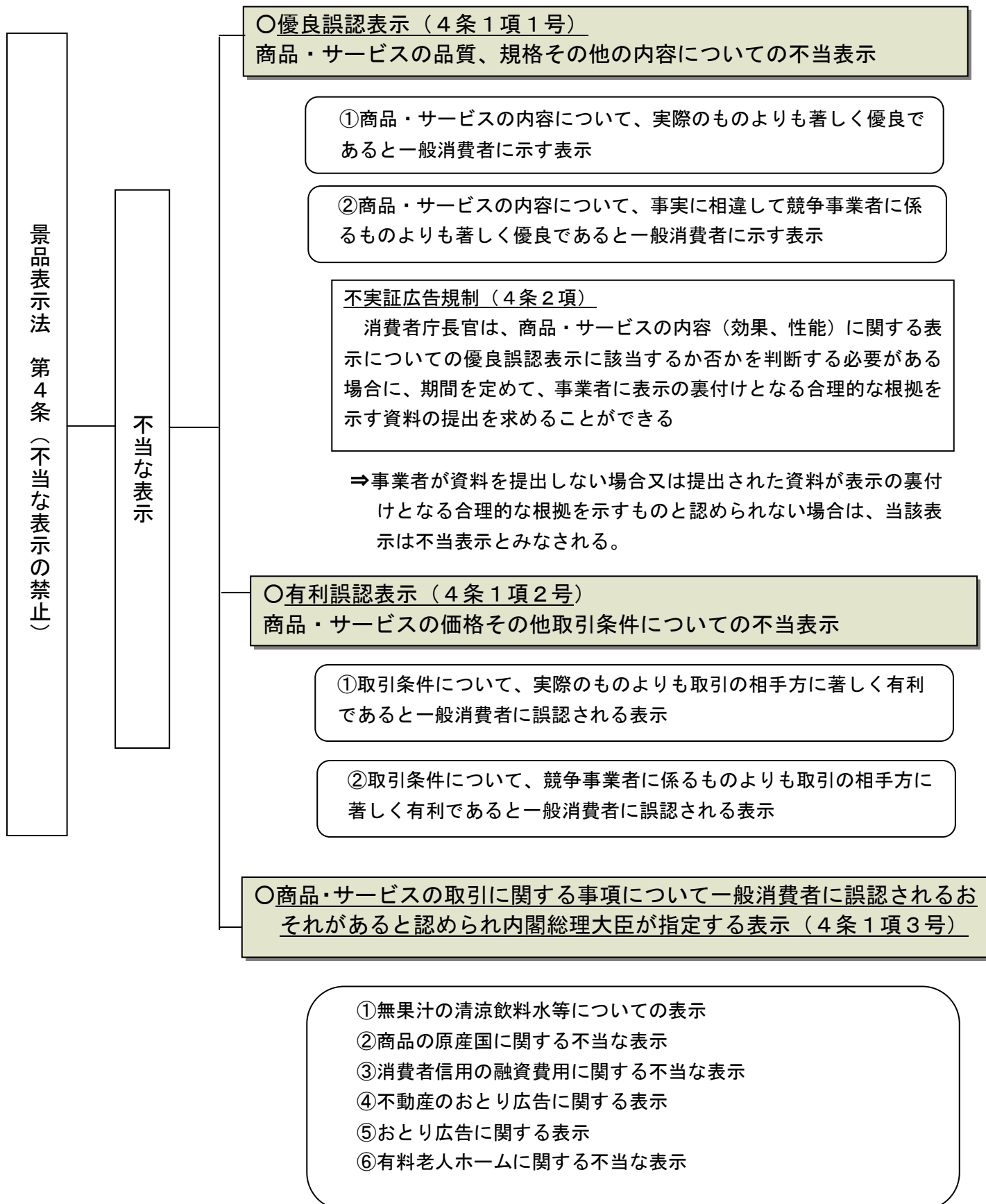
### ○ 不当景品類及び不当表示防止法第十二条第一項及び第二項の規定による権限の委任に関する政令（抜粋）

(平成二十一年政令第二百十八号)

#### (消費者庁長官に委任されない権限)

**第一条** 不当景品類及び不当表示防止法（以下「法」という。）第十二条第一項の政令で定める権限は、法第二条第三項及び第四項、第三条、第四条第一項第三号並びに第五条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項の規定による権限とする。

## 景品表示法による表示規制の概要





消表対第197号  
平成23年3月28日

株式会社ガリバーインターナショナル  
代表取締役 羽鳥 兼市 殿

消費者庁長官 福嶋 浩彦  
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第6条に基づく措置命令

貴社は、一般消費者に供給する中古自動車の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第4条第1項の規定により禁止されている同項第2号に規定する不当な表示を行っていたので、同法第6条の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

(1) 貴社は、一般消費者に供給する中古自動車に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア 「楽のりプラン」と称する一般消費者に供給する中古自動車の支払条件（以下「楽のりプラン」という。）について

(ア) 別表1の「表示期間」欄記載の期間、同表の「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表の「表示内容」欄記載のとおり、「月々1,900円からクルマが買える」等と、貴社が供給する全ての中古自動車は、楽のりプランを利用し、月々1,900円の支払いのみで当該中古自動車が購入できる旨表示していたこと。

(イ) 実際には、楽のりプランにおいて月々の支払額を1,900円に設定した場合、別途、頭金及び年2回のボーナス時に月々の支払額に加算される金額を支払う必要があり、また、貴社が供給する全ての中古自動車について、楽のりプランを利用できるものではなかったこと。

イ 「スペシャルプラン」と称する一般消費者に供給する中古自動車の支払条件（以下「スペシャルプラン」という。）について

(ア) 平成21年9月4日頃から同年10月25日頃までの間、貴社ウェブサイトにおいて、「月々1,900円からクルマが買える!」、「今だけのスペシャルプラン実施中! 10月末日まで」及び「買取保証額大幅UP! 約38%→約45%」と、スペシャルプランの提供期間中には、貴社の楽のりプラン対象の中古

自動車の全てについて、買い取り保証額を増額する旨表示していたこと。

(f) 実際には、貴社の楽のりプランを利用した場合に、貴社が指定する20車種の中古自動車についてのみ、買い取り保証額を増額するものであったこと。

ウ 「あんしん10年保証」と称する貴社が供給する中古自動車に付随した車両保証役務（以下「あんしん10年保証」という。）について

(g) 別表2の「表示期間」欄記載の期間、同表の「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表の「表示内容」欄記載のとおり、「あんしん10年保証」等と、貴社が供給する全ての中古自動車について10年の車両保証期間が適用される旨表示していたこと。

(h) 実際には、貴社が設定した条件を満たす中古自動車についてのみ、10年の車両保証期間が適用されるものであったこと。

エ 前記アないしウの表示は、一般消費者に供給する中古自動車の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるものであり、景品表示法に違反するものであること。

(2) 貴社は、今後、中古自動車の取引に関し、前記(1)記載の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じなければならない。

(3) 貴社は、今後、中古自動車の取引に関し、前記(1)記載の表示と同様の表示を行うことにより、中古自動車の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をしてはならない。

(4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいて採った措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

## 2 事実

(1) 株式会社ガリバーインターナショナル（以下「ガリバー」という。）は、東京都千代田区丸の内二丁目7番3号に本店を置き、中古自動車の販売業を営み、また、ガリバーが所有する統一的な商標の下に自社のフランチャイズチェーンに加盟する事業者（以下「加盟者」という。）に対し、特定の商標を使用する権利を与えるとともに、加盟者による中古自動車の買い取り、販売事業について、統一的な方法で統制、指導及び援助を行い、これらの対価として当該加盟者から金銭を収受する事業を行う者である。

(2) ア ガリバーは、自ら及び加盟者が経営する店舗において、一般消費者から中古自動車を買取り、一般消費者に対して供給している。

イ ガリバーは、平成16年4月頃以降、一般消費者に供給する中古自動車の支払条件として、同社が当該中古自動車を供給してから3年後に買い取る金額を保証（以下「買い取り保証」という。）した上で、当該中古自動車の購入に係る費用についてローンの申込みができる買い取り保証付き残価設定ローンを楽しのりプランとして提供して

おり、同年12月1日頃から、ガリバーの子会社である株式会社ジー・ワンファイナンシャルサービスを通じて、楽のりプランの提供を行い、同社と一体となって提供している。

ウ ガリバーは、平成21年9月1日から同年10月31日までの間、供給する中古自動車の支払条件として、楽のりプランを利用した場合における中古自動車の買い取り保証額を増額し、また、楽のりプランのローン金利を引き下げる役務をスペシャルプランとして提供している。

エ ガリバーは、平成21年7月1日以降、供給する中古自動車に付随して提供する役務として、ガリバーが供給する中古自動車のうち10年間の車両保証の提供役務をあんしん10年保証として提供している。

オ ガリバーは、一般消費者に供給する中古自動車の取引に係る広告の内容を自ら決定している。

- (3) ガリバーは、一般消費者に対して楽のりプランを提供するに当たり、別表1の「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表の「表示期間」欄記載の期間、同表の「表示内容」欄記載の表示内容のとおり、例えば、平成21年9月4日頃から同月27日頃までの間及び同年10月2日頃から同月25日頃までの間、全国の放送事業者を通じて放送したテレビコマーシャル（別添写し1）において、「月々1,900円からクルマが買える」との音声及び「月々 ¥1,900～」との映像を放送していた。
- (4) 前記(3)の表示に接した者は、ガリバーが供給する全ての中古自動車について、楽のりプランを利用すれば、月々1,900円の支払いのみで当該中古自動車が購入できるものと認識するところ、実際には、楽のりプランにおいて月々の支払額を1,900円に設定した場合、別途、頭金及び年2回のボーナス時に月々の支払額に加算される金額を支払う必要があり、また、ガリバーが供給する全ての中古自動車について、楽のりプランを利用できるものではなかった。
- (5) ガリバーは、一般消費者に対してスペシャルプランを提供するに当たり、平成21年9月4日頃から同年10月25日頃までの間、自社ウェブサイト（別添写し3）において、「月々1,900円からクルマが買える！」、「今だけのスペシャルプラン実施中！ 10月末日まで」及び「買取保証額大幅UP！ 約38%→約45%」と記載していた。
- (6) 前記(5)の表示に接した者は、スペシャルプラン提供期間中には、楽のりプランを利用した場合に、中古自動車の全ての買い取り保証額が増額されると認識するが、実際には、ガリバーが指定する20車種の中古自動車についてのみ、買い取り保証額を増額するものであった。
- (7) ガリバーは、一般消費者に対してあんしん10年保証を提供するに当たり、別表2の「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表の「表示期間」欄記載の期間、同表の「表示内容」欄記載の表示内容のとおり、例えば、平成21年7月1日頃から同月

25日頃までの間、全国の放送事業者を通じて放送したテレビコマーシャル（別添写し4）において、「大きな安心が長く続きます」との音声及び「ガリバーの「あんしん10年保証」」との映像を放送していた。

- (8) 前記(7)の表示に接した者は、ガリバーが供給する全ての中古自動車について10年の車両保証期間が適用されるものであると認識するが、実際には、ガリバーが設定した条件を満たす中古自動車についてのみ、10年の車両保証期間が適用されるものであった。

### 3 法令の適用

前記事実によれば、ガリバーは、中古自動車の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるものであり、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、この表示は、景品表示法第4条第1項第2号に該当するものであって、かかる行為は、同項の規定に違反するものである。

### 4 法律に基づく教示

- (1) 行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第57条第1項の規定に基づく教示  
この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第6条の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、書面により消費者庁長官に対し異議申立てをすることができる。
- (2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示  
訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1）この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2）異議申立てをして決定があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その決定の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

別表1 楽のりプランの表示状況

表示媒体	表示期間	表示内容
全国の放送事業者を通じて放送したテレビコマーシャル	平成21年9月4日頃から同月27日頃までの間及び同年10月2日頃から同月25日頃までの間	テレビコマーシャル（別添写し1）において「月々1,900円からクルマが買える」との音声及び「月々 ¥1,900～」との映像を放送
ラジオコマーシャル（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）	平成21年9月24日頃から同年12月23日頃までの間	ラジオコマーシャルにおいて「ガリバーなら月々1,900円からクルマが買えます。」との原稿を用いて、当該原稿の内容の音声を放送
東日本旅客鉄道株式会社の渋谷駅及び東京急行電鉄株式会社の渋谷駅に掲載した駅貼り広告	平成21年9月11日頃から同月13日頃までの間	駅貼り広告（別添写し2）において「月々 ¥1,900」及び「月々1,900円からクルマが買える！」と記載
自社ウェブサイト	平成21年9月4日頃から同年10月25日頃までの間	自社ウェブサイト（別添写し3）において「月々1,900円からクルマが買える!」、「¥1,900」及び「月々1,900円から、あなたのカーライフがはじまります。」と記載

別表2 あんしん10年保証の表示状況

表示媒体	表示期間	表示内容
全国の放送事業者を通じて放送したテレビコマーシャル	平成21年7月1日頃から同月25日頃までの間	テレビコマーシャル（別添写し4）において「大きな安心が長く続きます」との音声及び「ガリバーの「あんしん10年保証」」との映像を放送
	平成21年9月4日頃から同月27日頃までの間及び同年10月2日頃から同月25日頃までの間	テレビコマーシャル（別添写し1）において「最大10年保証付き」との音声及び「あんしん10年保証」との映像を放送
ラジオコマーシャル（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）	平成21年9月24日頃から同年12月23日頃までの間	ラジオコマーシャルにおいて「ガリバーなら最大10年保証付きです。」との原稿を用いて、当該原稿の内容の音声を放送
東日本旅客鉄道株式会社の渋谷駅及び東京急行電鉄株式会社の渋谷駅に掲載した駅貼り広告	平成21年9月11日頃から同月13日頃までの間	駅貼り広告（別添写し2）において「しかも10年保証付、返品OK」と記載
自社ウェブサイト	平成21年9月4日頃から同年10月25日頃までの間	自社ウェブサイト（別添写し3）において「なのに、10年保証、返品OK」と記載

平成21年9月4日頃から同月27日頃までの間及び同年10月2日頃から同月25日頃までの間に放送したテレビコマーシャルの内容の一部

【音声1】 月々1,900円からクルマが買える

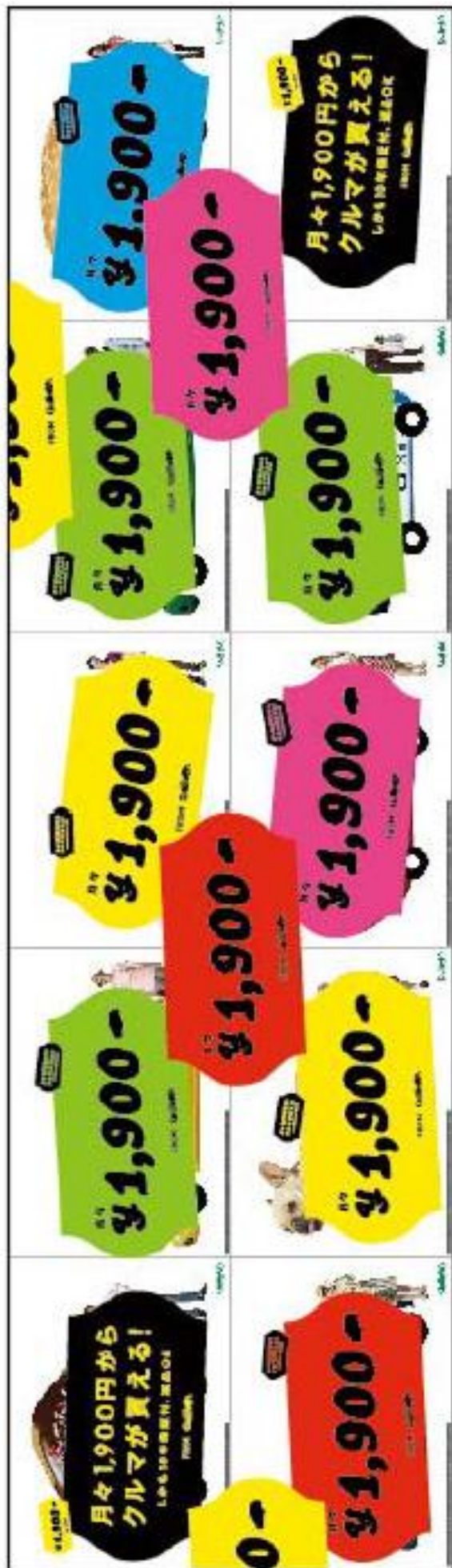
【映像1】



【音声2】 最大10年保証付き

【映像2】











平成21年7月1日頃から同月25日頃まで間に放送したテレビコマーシャルの内容の一部

【音声】大きな安心が長く続きます

【映像】

